



## 第1章 雨水管理総合計画の背景と目的

### 1. 背景

近年、ゲリラ豪雨や台風等の大雨により、都市部での浸水被害の多発が全国的な問題となっています。都市型水害と言われる都市化の進展による出水量の増加も浸水被害の増加の要因の1つとされており、浸水対策の推進が急務です。

このような状況に対して、平成27年に下水道法を含む「水防法等の一部を改正する法律」が公布され、汚水処理と雨水排除を同じ区域で行うことを前提とせず、雨水排除に特化した公共下水道を実施することができる制度（雨水公共下水道制度）が創設されています。

本市では、「第6次鴻巣市総合振興計画」において「都市基盤に関する政策～住みたい・住んでよかったと思える快適なまちづくり～」の中でも雨水対策の推進を施策として掲げており、西部第3排水区（鴻巣駅周辺及び西口地域）や北新宿第二土地区画整理事業地内の鎌塚落排水区、元荒川上流第1排水区、元荒川上流第2排水区で主要な幹線管渠の整備が完了に近づく中で、今後の雨水対策施設の整備について検討する必要があります。

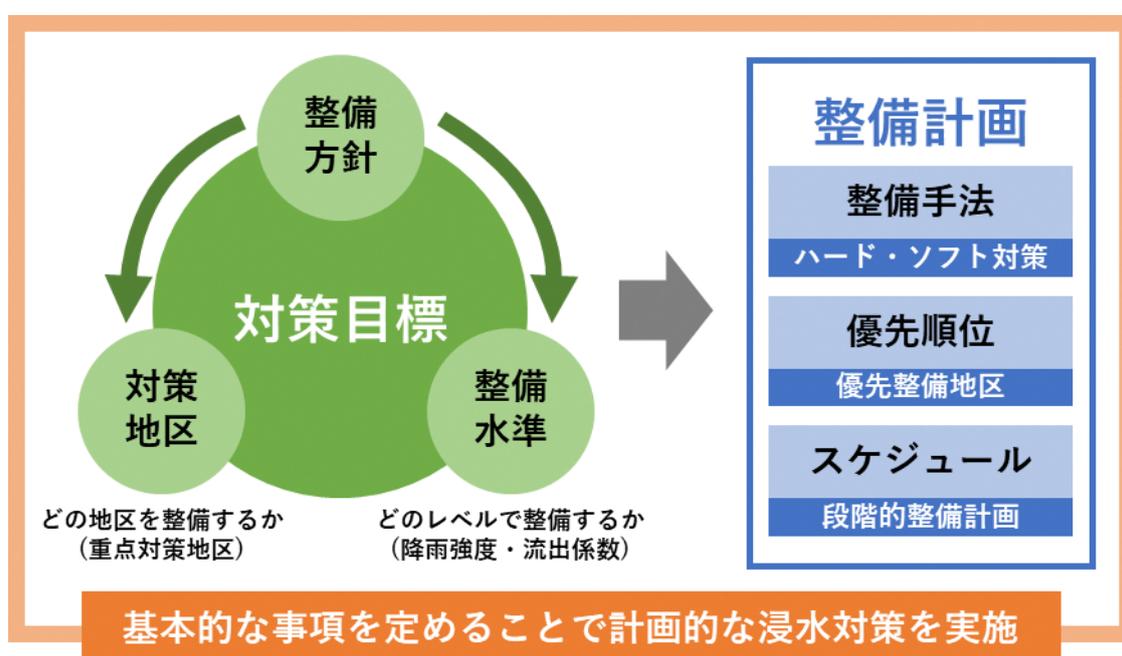


写真 1-1 過去の浸水被害

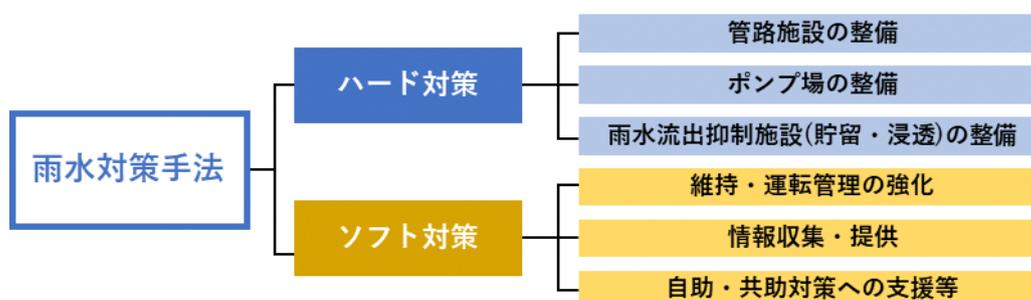
## 2.目的

雨水管理総合計画は、下水道による浸水対策を実施する上での基本的な事項を定め、「下水道による浸水対策を計画的に進め、浸水被害の軽減を図る」ことを目的としています。

浸水対策を計画的に進める上で、雨水施設の整備方針を定め、雨水施設の対策を行う地区を選定し、施設の規模を決める降雨強度<sup>\*</sup>や流出係数<sup>\*</sup>を決定し対策目標とします。さらに、対策目標に即した対策地区の雨水施設の計画、整備を行う優先順位や段階的な整備を行うためのスケジュールを設定し、計画的な浸水対策を実施していきます。



また、雨水管理総合計画での雨水対策手法は、雨水管路施設やポンプ場、雨水流出抑制施設<sup>\*</sup>の整備といったハード対策のみではなく、降雨や水位情報、ハザードマップ等による浸水情報の提供といったソフト対策についての整理や検討も目的としています。



「下水道施設計画・設計指針と解説 前編 2019年版公益社団法人 日本下水道協会」を基に作成

### 3.対象区域

本市の下水道雨水整備は、公共下水道全体計画に基づき下水道事業計画を作成し整備を進めています。本計画の対象区域は、既存の整備計画との整合性を図るため、公共下水道全体計画区域を対象区域とします。

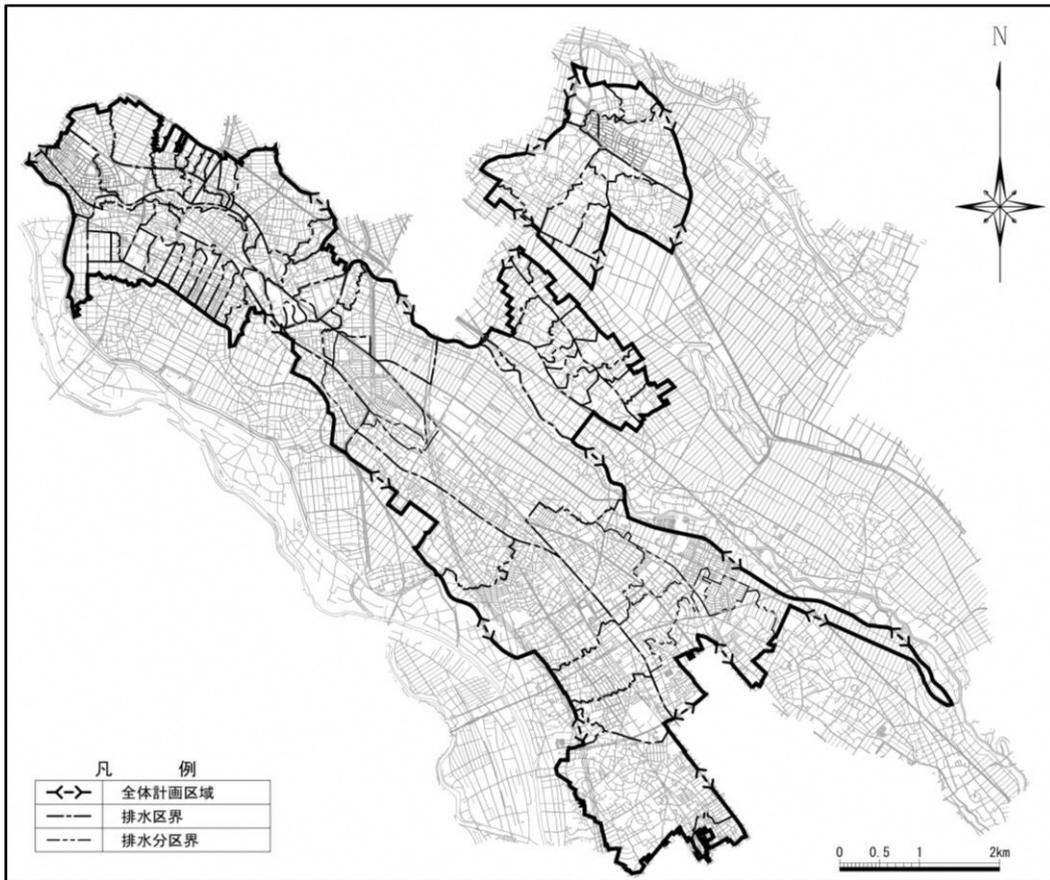


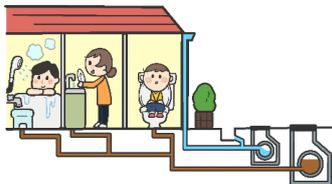
図 1-1 公共下水道全体計画区域図



#### 鴻巣市の下水道は「分流式」です

公共下水道は、雨水と汚水をひとつの下水管きよに集めて処理する「合流式」と、雨水と汚水を別々の下水管きよに集め、汚水は終末処理場できれいにし雨水はそのまま河川などに放流する「分流式」とがあります。

分流式



合流式



## 4.計画期間

雨水管理総合計画の計画期間は、計画の策定より当面を5年間、中期を10年間、長期を20年間として段階的な整備計画の作成を行います。

また、実施した浸水対策施設の効果の検証、土地利用の状況や社会情勢の変化等を考慮して5年ごとに見直しを行います。



図 1-2 計画期間

### 防災コラム

避難する際の注意点 ～鴻巣市水害ハザードマップより～

#### 正確な情報収集と自主的避難

ラジオやテレビ・携帯電話を利用し、最新の気象情報、災害情報、避難情報に注意しましょう。

雨の降り方や浸水の状況に注意し、危険を感じたら自主的に避難しましょう。



## 5.計画の位置付け

本市の都市計画は、「第6次鴻巣市総合振興計画」を最上位計画とし、都市計画法の規定に基づき市町村の都市計画に関する基本的な方針として策定された「鴻巣市都市計画マスタープラン」に基づいた都市計画や地域まちづくりが進められています。

「鴻巣市雨水管理総合計画」は、「第6次鴻巣市総合振興計画」における「都市基盤に関する政策」に基づき、「鴻巣市都市計画マスタープラン」や「鴻巣市下水道事業計画」との整合を図りながら、計画的な浸水対策を推進するための基本的な計画となります。

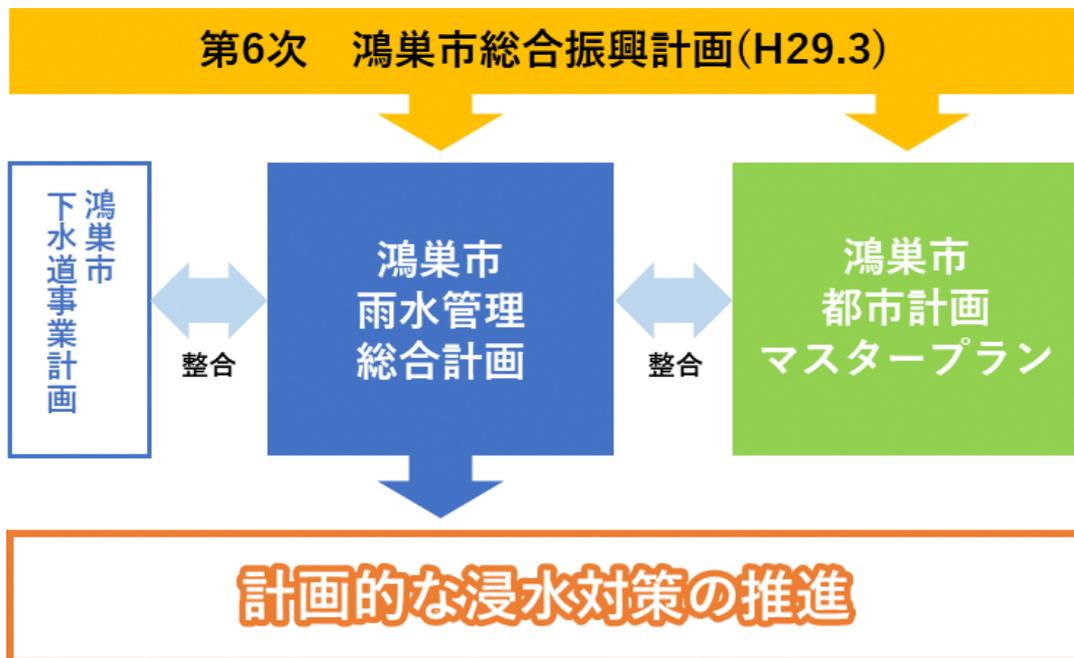


図 1-3 本計画の位置付け

### 防災コラム

避難する際の注意点 ～鴻巣市水害ハザードマップより～

#### 安全な避難経路での避難を

あらかじめ、自分たちで避難所までの避難経路を複数決めておき、その中から安全に通行できる経路で避難しましょう。



本市では、令和元年6月に「鴻巣市SDGs<sup>※</sup>推進方針」を策定し、「第6次鴻巣市総合振興計画」に定めた各施策の推進を通じ、SDGs<sup>※</sup>に取り組んでいます。

「第6次総合振興計画 4-3 雨水対策の推進」に関するSDGs<sup>※</sup>の目標（ゴール）は、「11 住み続けられるまちづくりを」と「13 気候変動に具体的な対策を」になります。

ターゲットは、「11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。」と「13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。」になります。

